

**STATISTICAL DIGITAL ARCHIVE OF
AGRICULTURE, FORESTRY AND FISHERIES**



Technical Bulletin Series No. 3

解説『農林省統計調査要綱輯覧
(農業センサス、農業動態調査の部)』

吉田 嘉雄

TECHNICAL BULLETIN SERIES

学術情報メディアセンター
食料・農業統計情報開発研究分野

Technical Bulletin Series No. 3

解説『農林省統計調査要綱輯覧
(農業センサス、農業動態調査の部)』

吉田 嘉雄

2018 年 1 月

京都大学農林水産統計デジタルアーカイブ講座

Academic Center for Computing and Media Studies,
Agricultural Economics and Information Laboratory

本 Technical Bulletin は、京都大学寄附講座 農林水産統計デジタルアーカイブ講座のプロジェクト研究のうち、研究支援業務に関連する成果について公表するためのものである。

解説『農林省統計調査要綱輯覧（農業センサス、農業動態調査の部）』

1. はじめに

本編には、農業センサスと農業センサスの中間年の補間調査として実施された農業動態調査の調査実施関係資料、調査票様式等が収録されている。

農業センサス関係資料としては、昭和 21 年（1946 年）に人口調査と同時に実施された昭和 21 年農家人口調査、昭和 22 年農林水産業基本調査（夏期調査）の一部として実施された臨時農業センサス、昭和 24 年農地統計調査、1950 年世界農業センサス、1955 年の農業センサスに代えて実施された昭和 30 年臨時農業基本調査までの、センサス的な調査（一部標本調査を含む）の調査実施関係資料、調査票様式等が収録されている。

農業動態調査は、その名のとおり、農業センサスの中間年にセンサスを補間する形で、農家人口、農業労働力、農地等の過去 1 年間の動態（増加量、減少量）を把握し、その差し引きにより調査時点の静態を把握しようとした調査であり、昭和 26 年 2 月 1 日調査から 29 年 2 月 1 日調査までの調査実施関係資料、調査票様式（注：昭和 29 年調査票様式は欠落）が収録されている。

センサスの調査結果については、例えば、農林水産省ホームページの累年統計により、明治 37 年までの農家数を知ることができるが、調査がどのような背景、経緯、考え方で実施されたか等については、残存する統計書等に収録された利用上の注意以外には知る術がなく、本編に収録された調査実施関係資料等の資料的価値は極めて高いと言える。

ここでは、収録された調査ごとに、調査の実施経緯・概要、収録された資料の説明に加え、現行センサスと比較した特徴等について述べる。

2. 解説

(1) 昭和 21 年農家人口調査

① 調査の実施経緯・概要

昭和 21 年農家人口調査は、「終戦後における兵の復員、鉱工業労働者、都市罹災者の帰農等により農家の人口構成に顕著な変動があったことから、農家人口調査を実施し、農家人口の適正配分計画、その他農家人口政策の基礎資料を整備する」（「農林省統計調査要綱輯覧（農業センサス・農業動態調査の部）」（以下、「要綱輯覧」という）4 頁）ことを目的として、昭和 21 年 4 月 16 日、人口調査と同時に実施された。

本調査は、昭和 16 年に調査が開始された農林水産業基本調査^{注 1}の「昭和 21 年夏期基本調査（8 月 1 日調査）に代わるもの」（要綱輯覧 319 頁）として実施された。

本調査の実施系統は、農林省（総務局統計課）→都道府県統計主管課→市町村（市町

村長・市町村農業会長（農協の前身組織）－農林水産業調査員・実行組合長（いずれも各部落に設置）となっており、「市町村においては、市町村長と市町村農業会長が調査の実施について共同で責任を負い、実査については、農林水産業調査員と実行組合長が共同で調査に当たる」（要綱輯覧 34 頁）形となっている。

調査は、農家による自計申告を主としながら、「調査担当者（農林水産業調査員・実行組合長）による代筆も可」（要綱輯覧 34 頁）としている。

また、当時は未だ手集計の時代だったこともあり、調査区ごとの集計を、実査担当者である農林水産業調査員と実行組合長に担当させていることが大きな特徴と言える。

調査対象は農家のみで、準農家（会社、組合、学校、試験場等）は調査対象とせず、また、「貸付耕地 1 町歩以上の農家についても、自ら農業を営まなければ調査対象外」（要綱輯覧 35 頁）としている一方で、「水稻を栽培するものは面積の多少に拘わらず調査対象」（要綱輯覧 19 頁）としている。

② 収録されている資料

調査実施関係資料として、以下の資料が収録されている。

- ①農家人口調査に関する農林次官のラヂオ放送に関する件（21 総局第 960 号 昭和 21 年 4 月 26 日）、②農家人口調査要綱、③農家人口調査に関する件（21 総局第 1065 号 昭和 21 年 5 月 11 日）、④農家人口調査実施手続、⑤「七農家人口」の記入注意、⑥農家人口調査質疑応答（第一輯、第二輯）、⑦農家人口調査提要、⑧農家人口調査票（昭和 21 年 4 月 16 日調査）、⑨農家人口調査結果表（第一号～第四号）

①の農家人口調査に関する農林次官のラヂオ放送に関する件は、当時の農林次官がラヂオ放送を通じて、農民や調査関係者に対し、調査実施の必要性を切々と訴えた内容が収録されており、調査が実施された背景や調査の実施体制、終戦後 1 年も経たない混乱期の農村の生々しい様子を窺い知ることができる。②の農家人口調査要綱は、調査の目的や調査機関、調査事項等、調査の根幹を定めたものである。その中に、「特に指定する市町村の農家の申告票（調査票）を農林大臣に提出する」（要綱輯覧 6 頁）旨の記述があり、一部の市町村の調査票が国に提出されたことが分かるが、どのような基準で市町村を指定したのか等については記述が無く、明らかではない。③から⑦は、調査の実施手順や考え方を記述したものであり、⑧が調査票様式、⑨が調査区を最小地域範囲として取りまとめられた結果表の様式である。

③ 調査の特徴

農家の定義は農林水産業基本調査以来の定義となっている「世帯員中農業を営むものある世帯」（要綱輯覧 14 頁）としている。この場合の世帯は、「人口調査の普通世帯」（要

網輯覧 14 頁) であり、世帯の概念は、人口調査と同一であるが、世帯員の概念は現在の農林業センサスと国勢調査の関係と同様に異なっている。

農業従事者の概念は「属性主義」(要網輯覧 16 頁) がとられており、「本来、農業に従事する者」(要網輯覧 16 頁) とし、過去 1 年間、たまたま農業に従事しない場合も含み、農繁期のみ農業に従事する者であっても当該農業経営に必要不可欠の者であれば、「農業に従事する者」としている。この考え方は、「復員者を失業者としない」(要網輯覧 16 頁) ために採用されたものである。

(2) 1947 年(昭和 22 年) 夏期調査

① 調査の実施経緯・概要

昭和 22 年農林水産業基本調査夏期基本調査の一環として、昭和 22 年 8 月 1 日、「臨時農業センサスと水産業基本調査」(要網輯覧 52 頁) が実施された。「海外からの復員、引き上げが一応完了して国内人口は著しく膨張し、農家人口もそれにつれて著しく増大」(要網輯覧 52 頁) した。「食料事情はきわめて悪化し、供出制度が著しく強化された」(要網輯覧 52 頁) ほか、「物資の不足から農業資材の割当制限が実施され、農地改革事業が開始された」(要網輯覧 52 頁)。このような状況を背景として、「農業生産の現状を捉え、供出や資材配給の基礎的資料を作る必要に迫られ」(要網輯覧 52 頁)、臨時農業センサスは、「統計法(昭和 22 年 3 月)に基づく農林省では最初の指定統計調査」(要網輯覧 51 頁) として実施された。

臨時農業センサスの調査対象は、昭和 21 年農家人口調査で対象から除外された準農家が加わって農家と準農家となり、同一の調査票(臨時農業センサス票)により調査が実施された。

調査は、農林省(統計調査局)一都道府県一市町村一農林水産業調査員の実施系統で実施され、調査方法は、農家等の自計申告、調査員による面接どちらでもよいとしつつも、「調査区のこれまでの実績、実情から判断して適切な方法をとることが肝要」(要網輯覧 56 頁) との記述があることから、昭和 21 年農家人口調査において、農家の自計申告調査がうまく機能しなかった調査区もあったことが窺われる。

② 収録されている資料

調査実施関係資料として、以下の資料が収録されている。

- ①1947 年(昭和 22 年) 夏期調査の提要に代えて(農林省統計調査局 昭和 32 年 6 月 15 日、②指定統計第 3 号 臨時農業センサス票(昭和 22 年 8 月 1 日調査)

①の「夏期調査の提要に代えて」には、本調査の実施手続き、調査内容等が記載されているが、本文の末尾には、「国のいしずえ 12、13、14 合併号より」(要網輯覧 78 頁)

の記述があることに加え、制定（作成）日付が昭和 32 年になっていること（昭和 22 年の誤りの可能性もあるが）から、この「夏期調査の提要に代えて」は当時実在した資料ではなく、別途、収集、編集された資料の可能性もある。②は調査票様式である。

③ 調査の特徴

「農家人口は、常住世帯員、出稼ぎ世帯員、常雇の総称である」（要綱輯覧 58 頁）とされ、出稼ぎ世帯員には「学生や職員として家を離れているものは含まず」（要綱輯覧 87 頁）、常雇は、「賃金の支払いの有無、住込み・通勤の別を問わない」（要綱輯覧 59 頁）とされている。

共有の農機具は「共有している農家にそれぞれ 1 台ずつ計上」（要綱輯覧 60 頁）するとされていることから、共有農機具の台数は重複して計上されていることになる。

また、田の経営耕地には、「本地のみではなく畦畔の面積を含む」（要綱輯覧 61 頁）とされている一方で、「畦畔に実際に作付していなければ、田面積から畦畔面積を差し引く」（要綱輯覧 62 頁）とされており、現行センサスにおいて一律的に「畦畔を含む」としていることとは扱いが異なっている。

(3) 農地統計調査

① 調査の実施経緯・概要

「農地改革事業が昭和 24 年 3 月で一応終了することになっていた」（要綱輯覧 320 頁）ため、昭和 24 年 3 月時点で「農地改革事業によって、どのように土地所有の移転が行われたか、実績を明らかにする」（要綱輯覧 320 頁）ことを目的として、「農地に関する特別なセンサス的調査」（要綱輯覧 320 頁）として農地統計調査が実施された。

調査は、すべての農家、準農家、および不耕作地主を対象とする全数調査と、10 分の 1 の標本客体を対象とする抽出調査が行われた（「農地抽出調査の手引」の記述から判断。全数調査の手引類が収録されていないことから、収録されている資料からはそれぞれの客体の具体的な定義を確認できない。）。

調査は、全数調査については、農林省一府県統計機構（都道府県一市町村一調査員）を通じて実施し、抽出調査については、農林省一作物報告事務所職員・同出張所職員が実査を担当するとされている。

昭和 24 年 3 月 1 日に「全数調査と抽出調査を同時に実施した」（要綱輯覧 320 頁）旨の記述があるが、全数調査の調査票については、抽出調査の標本客体抽出のため、市町村から県統計課を通じて作物報告事務所に報告されるようになっていることから、抽出調査は、全数調査の実施後に 3 月 1 日現在で調査が実施されたのではないかと推察される。

調査方法は、抽出調査については、「申告義務者が各自で記入すると、項目によっては、まちまちな判断と解釈をする恐れがある」（要綱輯覧 108 頁）ため面接調査としたとされ

ているが、全数調査については手引類が収録されていないため、収録されている資料からは直接確認できない^{注2}。

② 収録されている資料

調査実施関係資料として、以下の資料が収録されているが、全数調査の手引は収録されていない。

- ①農地抽出調査の手引、②指定統計第20号 農地統計調査票(昭和24年3月1日)、
- ③指定統計第20号 農地抽出調査票(昭和24年3月1日)

①の農地抽出調査の手引は、抽出調査の実施手順や調査内容が収録されており、②は全数調査の調査票様式、③は抽出調査の調査票様式である。

③ 調査の特徴

土地については、全数調査では田畑面積を把握し、抽出調査では、田畑に加え、牧野、山林、宅地、荒撫地、沼、私設道路、私設水路等を含む極めて広範囲な農業経営に係のあるすべての土地を把握している。これは、わが国において「最初の試み」(要綱輯覧110頁)であり、「国際連合食糧農業機関の要請に基づく1950年世界農業センサスにおける経営規模の基準の取り方に一致させるため」(要綱輯覧110頁)、この考え方が導入されたものである。また、田については、これまでの形態主義(水を湛える設備を有する耕地)に加え、利用主義(稲を作った田、稲以外の作物を作った田、等)が導入されている。

(4) 1950年世界農業センサス

① 調査の実施経緯・概要

1950年世界農業センサスは、「世界の食糧やその他の農産物の生産能率の改善と流通消費の均衡を図り、各国の栄養状態と生活水準の向上を図るために必要な資料を整備する」(要綱輯覧320頁)ことを目的として実施されたが、我が国では、このほか、「農家経済の類型や、農家の労働力、畜力、機械の使用状態」(要綱輯覧320頁)なども併せて調査された。

調査は、すべての農業事業体を対象とした基本調査と、20分の1の農家を対象とした抽出調査に分かれ、あらかじめ作成した農業事業体名簿を用いて抽出調査の対象農家を抽出する方法により、基本調査と抽出調査が同時に実施されている。

調査は、基本調査については、農林省―都道府県―市区町村―調査員の実施系統で、抽出調査については、農林省―作物報告事務所―同出張所職員の実施系統により実施された。

それまで用いられていた準農家の呼び名は、「農家らしくない農家、非農家に近い零細な農家」（要綱輯覧 199 頁）を指すような誤解を招くことから、「その他の農業事業体」とされ、基本調査では、農家とその他の農業事業体が同一の調査票により調査された。

初めて調査対象の最低規模が定められ、A 地域^{注3}は、経営耕地面積 1 反歩以上、B 地域（同）は経営耕地面積 5 畝以上とし、これに満たなくとも、過去 1 年間の農産物販売価額（現金粗収入）が 1 万円以上あれば、農業事業体とされた。この東西で異なる面積の最低規模は、これ以降、1985 年センサスまで引き継がれることになる。

② 収録されている資料

調査実施関係資料として、以下の資料が収録されている。

①1950 年世界農業センサス 基本調査の手引、②農業事業体・農業事業体名簿作成の手引、③抽出調査の手引、④1950 年世界農業センサス 農業事業体名簿、⑤指定統計第 26 号 1950 年世界農業センサス 基本調査票（昭和 25 年 2 月 1 日調査）、⑥1950 年世界農業センサス 農家抽出調査票（昭和 25 年 2 月 1 日調査）

①の「基本調査の手引」には、一．1950 年世界農業センサス基本調査要綱、二．調査のやり方、三．調査票の記入のし方、四．1950 年世界農業センサス規則が収録されており、センサス規則の中で、調査対象となる「農業」「農家」「農業事業体」を定義するとともに、調査は、すべての農業事業体を対象とする基本調査と、20 分の 1 の農家を対象とする抽出調査であることを規定している。

②の農業事業体・農業事業体名簿作成の手引は、(1)農業センサスにおける農業の事業体、(2)農業センサスにおける「農業事業体」の手引、(3)農業事業体名簿作成要綱、(4)農業事業体名簿作成の手引により構成されている。このうち、(1)農業センサスにおける「農業事業体」は、一番目が農業、二番目が調査単位の二つで構成されているが、二番目の調査単位はタイトルのみで具体的な内容が欠落している。また、それ以降の文章の引用状況から、三番目に「農業の種類」に関する記述があると見られるが、それも欠落し、その代替として、「農業の定義」「農業の種類」が詳細に記述された(2)の農業センサスにおける「農業事業体」の手引が挿入されているのではないかと推察される。（『「農業事業体の定義」（農業センサスにおける「農業事業体」の手引を指す）三の(ハ)』の引用が数箇所に出てくるが、どこにも見当たらない。）

③の抽出調査の手引には抽出調査の実施手順等が記載され、④は抽出調査の調査対象の抽出に用いられた名簿、⑤および⑥はそれぞれ基本調査、抽出調査の調査票様式である。

③ 調査の特徴

調査は、主として基本調査では「世界共通の調査項目」（要綱輯覧 320 頁）について行われ、抽出調査は、「我が国の実情に即し」（要綱輯覧 320 頁）、基本調査の調査項目のうち、「特に現在（当時）の社会的経済的条件から必要と考えられるもの」（要綱輯覧 217 頁）について、詳細な調査が行われている。

世帯員の年令は、それまでの数え年から満年令に変更された。

「農業の中心になって農作業に従事する人」の解釈として、「強いて年間従事日数を示せば」（要綱輯覧 224 頁）と前置きしながら、「専業農家では、少なくとも一人年間 150 日は農業経営に直接関係ある仕事に従事するもの」（要綱輯覧 224 頁）として、初めて農業従事日数の下限が示された。この 150 日はその後の農業専従者の定義として引き継がれている。

常雇については、調査当日雇用されている、「年契約で雇い入れることを約束した者」（要綱輯覧 236 頁）で、「住み込みの者も、通いの者もすべて含む」（要綱輯覧 236 頁）とされており、現行センサスの「年間 7 ヶ月以上の契約」とは異なっている。

果樹の面積は、「結実年令に達したものの面積」（要綱輯覧 162 頁）とされており、それ以前の調査や、現行センサスの栽培現在面積とは異なっている。

(5) 昭和 30 年臨時農業基本調査

① 調査の実施経緯・概要

「農地改革実施後変貌しつつある我が国農業構造の実態を地域別、階層別に把握」（要綱輯覧 289 頁）することを目的として、「1950 年世界農業センサス以降、5 年ごとに行うことになっている農業センサスに代わる」（要綱輯覧 289 頁）調査として、昭和 30 年臨時農業基本調査が実施された。また、「農業共同体としての農業集落における農家相互の共同的諸関係を把握し、農業構造を総合的・全体的に解明する」（要綱輯覧 302 頁）ため、農業集落調査があわせて実施された。

調査は、農家調査、農業集落調査とも標本調査を基本としつつ（5 分の 1 の農業集落を抽出し、この標本農業集落について、農家調査と農業集落調査を実施）、宮城県および山形県では農家調査を悉皆調査、農業集落調査を標本調査、三重県では農家調査、農業集落調査とも悉皆調査により実施された。（本資料から、この 3 県のみ悉皆調査が行われた経緯については、確認できない。）なお、北海道については、農業集落調査が実施されなかった。

調査は、標本調査については農林省統計調査部（昭和 24 年 6 月、統計調査局から農業改良局統計調査部として改組）—統計調査事務所（昭和 25 年 4 月、作物報告事務所から改組）—一同出張所—指導員（市町村職員）—調査員の実施系統で実施され、悉皆調査（宮城県および山形県の農家調査、三重県の農家調査および農業集落調査）については、農林省統計調査部—都道府県の統計機構を通じて実施された。

市町村職員である指導員あるいは調査員が統計調査事務所・同出張所の指揮下に入るという、異例の実施系統になっている。また、指導員は、照査票の作成に加え、出張所長の指示のもと、農業集落の決定および調査区の設定、ならびに市区町村地図および調査区地図の作成を担当するなど、異例の指揮系統の下、本調査の実施に大きな役割を果たしたと推察される。

② 収録されている資料

本調査の調査実施関係資料としては、以下の資料が収録されているが、調査の実施時期が本編の編集時期に近いこともあり、最も多くの資料が収録されている。また、他の調査の資料は事後に編集された形跡が残る資料もあるが、本調査の資料は、調査実施当時の要綱、手引等の作成体系そのままの形で収録されているものと考えられる。

①昭和 30 年臨時農業基本調査要綱、②農業集落の決定ならびに調査区設定要綱、③落の決定ならびに調査区設定手引、④照査表の作り方、⑤照査票の整理のし方、⑥農業集落調査の手引、⑦農家調査の手引、⑧臨時農業基本調査 照査票（戸別票）⑨臨時農業基本調査 照査票（農業集落概況票）、⑩指定統計第 75 号 昭和 30 年臨時農業基本調査 農業集落調査票（昭和 30 年 2 月）、⑪指定統計第 75 号 昭和 30 年臨時農業基本調査 農家調査票（昭和 30 年 2 月 1 日調査）（都府県用）、同（北海道用）、同（奄美群島用）

①の「農業基本調査要綱」は調査の根拠法規、目的、対象等、本調査の根幹を定めたものである。②から⑤は、初めての農業集落調査の実施に向けた農業集落の決定、更には標本農業集落の抽出に必要な手続きの詳細が記載されている。⑥、⑦はそれぞれ農業集落調査、農家調査の実施手順の詳細が記載され、⑧および⑨は照査票、⑩は都府県、北海道、鹿児島県奄美群島それぞれの農業の実情に合わせて作成された調査票様式である。

③ 調査の特徴

本調査は、基本的に標本調査により実施されたとはいうものの、指導員の責任において作成される照査票（農業集落別に作成される戸別票、農業集落概況票）により、一つの調査に匹敵するような多くの事項が把握されている。

調査対象の定義は、1950 年世界農業センサスの定義を踏襲しつつ、耕地面積が下限規模に満たない場合の物的指標^{注 4}が設定されたことが特筆される。なお、この物的指標については、1960 年センサスでは廃止され、2005 年センサスの農林業経営体の定義として考え方が復活することとなる。

(6) 農業動態調査

① 調査の実施経緯・概要

農業動態調査は、「農業統計調査規則（昭和 25 年 10 月 19 日農林省令第 114 号）」に基づき、第一回目の調査が昭和 26 年 2 月 1 日に実施された。本調査は、5 年ごとに実施される農業センサスの中間年にセンサスを補間する形で、農家人口、農業労働力、農地等の過去 1 年間の動態（増加量、減少量）を把握し、その差し引きにより調査時点の静態を把握することを目指した調査であり、「家畜、田畑の動態調査」（昭和 25 年 2 月 1 日調査）は、農業動態調査の前身とされる。

調査は、農林省一統計調査事務所一同出張所一の実施系統で実施され、昭和 26 年の第一回調査は、1950 年世界農業センサス農業事業体名簿を母集団とする 20 分の 1 の抽出調査として実施された。

昭和 26 年の調査は出張所職員による面接調査により実施されたが、昭和 27 年調査は、「行政機構改革に伴う定員減という最悪の場合」（要綱輯覧 794 頁）が予想されたことから、郵送調査を主体に一部面接調査により実施され、昭和 28 年、29 年調査は再び面接調査に戻された。

昭和 26 年および 27 年の調査では、附帯調査が実施されており、26 年は農作物の作付け、収穫状況等について、27 年は今後の田畑の増減、農業機械の導入等、営農計画についての調査が実施された。

また、農業動態調査を含む農業センサスを母集団とする標本調査において、「標本抽出作業の効率化を図る」（要綱輯覧 861 頁）とともに、「抽出標本の適正な配分を行い、調査精度の向上を図る」（要綱輯覧 861 頁）ことを目的として、昭和 27 年から 29 年までの毎年 12 月 1 日現在で「1950 年世界農業センサス規則の定義に該当するすべての農家」（要綱輯覧 861 頁）を対象に、各農家の性格を指標化した農家カードが作成された。

農家カードの作成は、統計調査事務所一同出張所一市区町村の下部的機構（「部落会長・連絡員、嘱託員、市区町村の統計調査員」（要綱輯覧 868 頁））または統計組織の作物調査員の系統を通じて行われた。

② 収録されている資料

農業動態調査の調査実施関係資料として、以下の昭和 26 年 2 月 1 日調査から昭和 29 年 2 月 1 日調査までの調査の手引きおよび調査票（昭和 29 年 2 月 1 日調査を除く）が収録されている。

- ①昭和 26 年「農業動態調査」手引き（注：昭和 26 年 2 月 1 日調査）、②農業動態調査の手引き（注：昭和 27 年 2 月 1 日調査）、③農業動態調査の手引（注：昭和 28 年 2 月 1 日調査）、④農家カード作成の手引、⑤昭和 28 年度農業動態調査実施要領（注：昭和 29 年 2 月 1 日調査）⑥指定統計第 39 号 農業動態調査票（昭和 26 年 2

月 1 日調査)、⑥農作物ききとり調査票(注:昭和 26 年 2 月 1 日調査)、⑦指定統計第 39 号 農業動態調査票(郵送調査票)(昭和 27 年 2 月 1 日現在)、⑧指定統計第 39 号 農業動態調査票(面接調査票)(昭和 27 年 2 月 1 日現在)、⑨附帯調査票〔営農計画〕(注:昭和 27 年 2 月 1 日調査)、⑩指定統計第 39 号 農業動態調査票(昭和 28 年 2 月 1 日調査)

①から⑤は各年次の調査実施手順、調査内容、農家カード作成手順等が記載されたものであり、⑥から⑩は調査票様式である。

このうち、①の昭和 26 年「農業動態調査」手引きは、一. 農業動態調査要綱、二. (欠落)、三. 調査票の記入のし方、四. 農作物ききとり調査について、五. 農業統計調査規則(妙)により構成されている。また、②の農業動態調査の手引き(注:昭和 27 年 2 月 1 日調査)は、一. 昭和 26 年度農業動態調査要綱、二. 要綱について、三. 面接調査票について、四. 附帯調査票(営農計画)についてにより構成され、③の農業動態調査の手引(注:昭和 28 年 2 月 1 日調査)は、一. 昭和 27 年度農業動態調査要綱、二. 要綱について、三. 調査票について、質疑応答により構成されている。

このように、年により手引きの構成内容が異なっていること、手引きの中に要綱や要綱の解説が記載されていることに加え、手引きの制定年月が明らかではないこと等から、当時、制定された手引きの複製ではなく、関係資料を事後に編集して作成された資料の可能性も考えられる。

⑧の農業動態調査票(郵送調査票)(昭和 27 年 2 月 1 日現在)には、農作物(夏作)作付面積予想調査の調査項目が収録されている。これは、両調査を同一期日、同一農家について実施することから、特に郵送調査については、一種類の調査票を使用することで、調査農家における負担感を軽減する狙いがあったものとみられる。

③ 調査の特徴

調査項目は静態項目と動態項目に分かれており、静態項目では労働力、土地等の総量を把握し、動態項目では、労働力、土地、農業機械等の移動(増加量、減少量)が把握された。

当初、移動の差し引きから静態を把握することができるとの考え方の下、いずれは静態項目の調査を中止することが検討されていたようであるが、実際には移動の差し引きが静態と一致しなかったことから、静態、動態両方の調査項目が把握された。この動態項目のうち、農家人口、労働力の移動については、後の農林漁家就業動向調査(農家就業動向調査)に引き継がれている。

なお、動態項目については、昭和 28 年調査より、「これまでの結果および各事務所の意見をも考慮し」(要綱輯覧 791 頁)、全国数値のみ絶対値を推計し、都道府県別には比率のみを算出することとされた(農家就業動向調査においても、標本調査による動態把

握の難しさが指摘されていた。)

また、昭和 26 年の第一回調査では、世帯員の把握はセンサスと異なり、人数のみの把握とされたが、27 年調査以降は、世帯員ごとにその属性、仕事への従事状況を把握する方式に改められている。

注¹ 農林水産業基本調査は、農林水産業調査規則（昭和 15 年 12 月）に基づき、農林水産業の生産力を正確に判定するための基礎的統計を作成することを目的として実施された調査である。

「毎年 8 月 1 日の夏期基本調査と 2 月 1 日の冬期基本調査の二つのセンサスの調査」（要綱輯覧 318 頁）があり、昭和 16 年 8 月 1 日に最初の調査が実施された。

注² 「農林水産統計情報 50 年史」によれば、農地統計調査において、初めて面接調査が導入されたことになっている。

注³ 地域は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、および富山県の計 14 道県、B 地域は、A 地域以外の 32 都府県（沖縄県を除く）となっており、昭和 30 年臨時農業センサスにおける東日本、西日本の地域範囲と同様である。

注⁴ 温室を経営、搾乳牛 1 頭以上、仔とり・種付け・肥育目的の役肉用牛または馬 1 頭以上、豚 1 頭以上、めん羊・山羊 3 頭以上、成鶏・あひる・がちょう 30 羽以上、兎 30 頭以上、蜜蜂 3 群以上、または現金粗収入 2 万円以上。